

なごみグループ(税理士・社労士)

大阪事務所

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F

Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京事務所

〒102-0075 東京都千代田区三番町 5-40・6F

Tel 03-3239-5490 Fax 03-3239-5491

August, 2012

なごみ便り

www.101dog.co.jp

平成 24 年 9 月より厚生年金保険料率が変わります

算定基礎届の提出により、平成 24 年 9 月分（同年 10 月納付）から平成 25 年 8 月分（同年 9 月納付）までの保険料率は

一般被保険者の方 (厚生年金基金加入員は除く)	現行	平成 24 年 9 月から
	16.412%	16.766%

(各従業員の方の保険料については、保険料額表をご覧ください。)

社会保険料翌月控除の事業所は、10月支払分の給与から、当月控除の事業所は、9月支払分の給与から、新しい料率での控除となります。

4月昇給者は 7 月分より健康保険・厚生年金保険料が変わります  
(条件に該当する場合)

昇給月が4月で、下記の条件をすべて満たす場合は、7月分（8月納付）より社会保険の標準報酬月額が変わります。

【条 件】

1. **固定的賃金**の変動があったこと（残業手当・皆勤手当などは非固定的賃金です）
2. 変動月以降継続した3月間（4月昇給なら4・5・6月）のいずれの月も**17日以上**の出勤があったこと
3. 3月間の報酬の平均額と、従前の標準報酬月額との間に**2等級以上の差**が生じること

これらの条件に該当する場合、年金事務所に報酬月額変更届を提出する必要があり、決定後、標準報酬決定通知書が送られてきます。

4月昇給の場合、社会保険料の改定月は7月です。

社会保険料翌月控除の事業所は、8月支払分の給与から、当月控除の事業所は、7月支払分の給与から、新しい率での控除となります。

翌月控除とは

9月分（10月納付期限）の社会保険料を10月に支給される給与から控除している場合

当月控除とは

9月分（10月納付期限）の社会保険料を9月に支給される給与から控除している場合

## どうなる！？社会保険適用範囲の拡大

税と社会保障の一体改革という名目のもと、6月末に衆議院を通過した消費税増税法案の行方が注目される昨今ですが、経営者や人事担当者が見逃すことできない法案が同時に衆議院を通過しています。

それは、社会保険の適用対象を、従来の正社員を中心とするものから広くパートタイマーまで拡大しようという法案です。仮に法案が成立した場合、次のような要件に該当する者を、社会保険に加入させなければならないこととなります。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ② 当該事業所に継続して1年以上使用されることが見込まれること
- ③ 標準報酬月額が8万8千円以上であること
- ④ 学生等でないこと

なお、施行時期は2016年10月とされていますが、当分の間は、常時500人以下の労働者を使用する中小事業主は対象外とされています。その為、中小事業主は、すぐに影響を受けるというものではありません。しかし、この問題により、社会保険の適用に関する行政の指導が厳しくなることも予想されます。そこで、現行制度では、どのようなルールになっているか確認しておきましょう。社会保険に加入させなければならない者の要件は次のとおりです。

適用事業所に雇用される者で、

- 1日又は1週間の労働時間が正社員の概ね3/4以上であり、
- 1か月の労働日数が正社員の概ね3/4以上であること。

※但し、雇用期間が2か月以内の者等、法で適用除外者と定められている者を除く。

## 基本手当日額の変更について

平成24年8月1日から雇用保険の「基本手当日額(※)」が変わります。具体的な変更内容は以下の通りです。

### (1) 基本手当日額の最低限の引下げ

1,864円      **1,856円** (−8円)

### (2) 基本手当日額の最高額の引下げ

基本手当日額の最高額は、年齢ごとに以下ようになります。

60歳以上 65歳未満	6,777円	6,759円 (−18円)
45歳以上 60歳未満	7,890円	7,870円 (−20円)
30歳以上 45歳未満	7,170円	7,155円 (−15円)
30歳未満	6,455円	6,440円 (−15円)

### (※) 基本手当日額とは

労働者(雇用保険の被保険者)が、倒産、定年、自己都合退職等により離職した場合に、失業中の生活を心配することなく再就職活動できるよう雇用保険の基本手当が支給されます。基本手当で受給できる1日あたりの金額を基本手当日額といい、離職前の賃金を基に算出されます。

雇用調整助成金・中小企業雇用安定助成金等は、雇用保険の基本手当日額の支給限度額を日額の上限としていますので、平成24年8月1日以降はこれに連動して7,890円から7,870円に引き下げられます。

(文章担当:安野、大畑、山川)

### ～頭の体操なぞなぞコーナー～

今月のなぞなぞを出題します。解答は、配信の翌週当社ホームページのブログに掲載致しますのでぜひ挑戦してみてください！

- Q. あるところでは、四季が[秋]→[春]→[夏]→[冬]の順になってます。  
しかも一週間は金曜日から始まります。そこはどこ？